

# 白岡市介護保険条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画における総給付費の見込額に基づき、次期介護保険料を見直すこと等に伴い、白岡市介護保険条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第4条関係

ア 第9期介護保険事業計画における総給付費の見込額に基づき、次期介護保険料の改正を行う。

■介護保険料等比較表■

		第9期介護保険料	第8期介護保険料
基準額	年額	65,800円	59,000円
	(月額)	(5,491円)	(4,918円)
保険料段階		17段階	17段階

イ 公費を投入して低所得者の保険料軽減の強化を引き続き実施するため、軽減後の保険料を改正する。

所得段階	改正後の額	改正前の額
第1段階	18,700円	17,700円
第2段階	31,900円	26,500円
第3段階	45,100円	41,300円

### (2) 第6条関係

賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額に係る所要の文言整理を行う。

## 3 施行期日及び経過措置

### (1) 施行期日

令和6年4月1日

## (2) 経過措置

改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。